

マージン率等に係る情報提供

株式会社アキュート

労働者派遣法第23条第5項に基づき、下記の情報を提供します。

(対象：令和1年度（令和1年5月～令和1年12月）)

記

労働者派遣に関する料金の平均額から派遣労働者の賃金の額の平均額を控除した額を  
当該労働者派遣に関する料金の平均額で除して得た割合 28.0%

以上